

JFA U-12 サッカーリーグ 2025 熊本 実施要項

1. 主旨
★登録全選手に試合出場機会を保証し、選手が楽しみながら、かつ真剣に取り組めるようにすること。★指導者が試合の結果にこだわることなく、選手育成のためにさまざまなチャレンジができること。この2点に重点を置いたリーグ戦を実施する。
2. 事業名称
JFA U-12 サッカーリーグ 2025 熊本 市区町村/××ブロック
3. 主催
公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人熊本県サッカー協会
4. 主管
実施市区町村サッカー協会
※リーグ毎に、参加全チームによる実施委員会を季節リーグ実施前に組織し、共同運営を行う。
※各地区リーグ実施責任者は、各季節リーグ実施前の実施委員会で組合せ、日程、会場、等を確認する。
5. 特別協賛/6. 協賛
-
7. エリア
スポンサー
(注1) 下記をご参照ください。※エリアスポンサーは県・地域規模を想定
注1・市区町村FA独自の事業「協賛」について
下記の商品又は業種(カテゴリー)と競合しない企業/団体に関しては、各都道府県、市区町村FA独自の事業「協賛」を獲得することができます。
既存の協賛団体がある場合は事前にJFAまでお問い合わせ下さい。
●スポンサー獲得対象外商品(カテゴリー)(1)飲料/(2)健康食品(栄養補助食品等含む)
●スポンサー獲得自粛業種(カテゴリー)(1)アルコール
実施にあたり、地元自治体・地元教育委員会等の協力(会場使用料の減免、大会告知等)を頂ける場合や地元新聞社及び地元放送局については、それらの組織・団体を「後援」として頂いて結構です。
8. 後援
9. 参加資格
日本サッカー協会第4種に登録されたチームであり、同じく個人登録をしている者(要選手証)。選手は傷害保険(スポーツ安全傷害保険など)に加入し、保護者の承諾を得た者。
10. チームの編成
と条件
・U10、U11、U12全て8人制で実施。原則1チーム30名以内。
・控え選手を少なくするために、試合実施人数にあわせて1登録チームを分割(複数)エントリー可。
11. 実施前提方針
・関わる方の健康・安全を最優先とすることを前提に、政府・行政及び学校自粛方針を尊重し、実施すること。
・日本サッカー協会に「ガイドライン」に沿って実施すること。
12. リーグの実施形態
・原則として熊本県内13地区程度の生活圏内でリーグを組織し、U-10～U-12を継続実施(但し、地域の実情に応じて柔軟に対応可)する。
・県内5支部毎に、原則として5チームずつの生活圏内リーグを登録チーム数に合わせて編成する。実施形態は各地区で判断して差し支えない。
・複数エントリーを推奨し、各生活圏内リーグの参加チーム数ができるだけ5の倍数になるようにする。(リーグ戦の複数エントリーのチーム内での編成は、ステージ毎にチーム内で入れ替え可能。
・年度途中からの新規チームの参入は原則として認めない。(各生活圏内リ

ークで参加チーム数の調整が可能な場合は認めることもある。)

・原則として5チームリーグとして、4～12月までに各チーム年間14～20試合を実施する。

・年度当初のスタート時のリーグ編成は、前年度の結果及び各種大会等の結果を反映させて、各生活圏内リーグで決定する。

13. 競技規則

・日本サッカー協会現行競技規則によるが、細則については、本リーグ実施委員会で決定する。

(1)競技場 60m～68m×40m～50m

(2)選手の交代 選手の交代は、登録された交代要員とし、自由な交代。交代カードは不要。参加選手全員に出場機会を保証するように努めること。

(3)試合形式と時間 (下記17. 具体的な実施形態に記載。)

(4)順位の決定 ディビジョンリーグ戦の順位は、勝ち点制（勝ち3点 引き分け1点 負け0点）とする。勝ち点が同じ場合は、次の順序で上位を決定する。(当該チームの戦績、得失点差、総得点、抽選)

(5)試合球 4号検定球を使用する。(持ち寄り)

(6)ユニフォーム・シューズ 原則として正副2組のユニフォームを準備しておく。但し、やむを得ない場合はビブスのみでも可。（JFAユニフォーム規定は適用されない。）シューズの金属・交換式ポイント等危険と思われる物は、禁止する。すねあては、必ず着用すること。

(7)棄権等について 定められた時間より5分経過してもゲームができない場合は、その試合を棄権とみなす。対戦相手が棄権の場合は3-0の勝ち（勝ち点3点）、また双方棄権の場合は0-0の引き分け（但し、勝ち点も0点）となる。

(8)選手の警告・退場 選手の警告・退場等については、審判部申し合わせ事項による。特別な場合は規律委員会で検討する。

14. 審判

・1人審判制。審判は全試合、各チーム帯同審判（4級以上）で行う。審判割当ては、リーグ毎に定める。審判員は、審判証（写真貼付）を持参し、本部に提出すること。審判服着用及び審判用ビブス着用で、審判を行う。

15. 表彰

・各地区リーグで定める。

16. その他

・事故や傷害については、当該チーム加入保険で処理すること。

・大会参加費は、各リーグで定める。（各リーグ内で収支報告を行う。）

・各リーグ実施委員長は、季節毎のリーグの結果をとりまとめて、下記大会事務局（県協会）へ提出すること。＊リーグの写真も提出すること。

17. 事務局

（一社）熊本県サッカー協会4種委員会 リーグ担当 中山嘉史

メール nakayamaafc342@yahoo.co.jp 携帯 090-6632-2279

18. 具体的な実施形態（時期/会場数/試合順/時間等）

熊本県の実施基本形態（まとめ）

- ・県内5支部毎に、原則として5チームずつの生活圏内リーグを登録チーム数に合わせて編成する。
- ・複数エントリーを推奨し、各生活圏内リーグの参加チーム数が5の倍数になるようとする。
- ・年度途中からの新規チームの参入は原則として認めない。（各生活圏内リーグで参加チーム数の調整が可能な場合は認めることがある。）
- ・原則として5チームリーグとして、4月～12月までに各チーム年間14～20試合を実施する。
- ・年度当初、スタート時のリーグ編成は、各生活圏内リーグで決定する。
- ・8人制で実施。（JFA8人制競技規則による。）
- ・試合時間は、15分－5分－15分
- ・1人審判制。（各チーム帯同審判による。）
- ＊審判は、チーム相互（前後半交代）で担当する。
- ・関わる方の健康・安全を最優先することを前提に、政府・行政及び学校自粛方針を尊重し、実施すること。

【実施例】

	A	B	C	D	E
A		①	⑥	⑦	③
B	①		④	⑦	⑩
C	⑥	④		②	⑧
D	⑦	⑦	②		⑤
E	③	⑩	⑧	⑤	

【編成例】

支部（全13）	リーグ名称			
県北(1)	荒尾・玉名・鹿本	-	-	-
菊阿(2)	菊池・阿蘇Ⅰ	菊池・阿蘇Ⅱ	-	-
熊本市(4)	熊本市Ⅰ	熊本市Ⅱ	熊本市Ⅲ	熊本市Ⅳ
県央(3)	上益城	宇土・宇城・下益城	天草	-
県南(3)	八代南北水俣芦北 Ⅰ	八代南北水俣芦北 Ⅱ	人吉・球磨	